

2019 文監第 139 号
令和 2 年 1 月 30 日

請求人
(略)

文京区監査委員 竹 澤 正 美
同 松 本 理 恵 子
同 白 石 英 行

令和元年 1 月 27 日付で受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求の要件を欠いていると認められました。

よって、法第 242 条第 4 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

なお、個別外部監査契約に基づく監査が相当であるか否かの判断は、住民監査請求としての要件を備えている場合に限り行うものであることを申し添えます。

記

法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求については、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、又は怠る事実があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害の補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は平成 30 年度における育成室運營業務委託契約に係る委託料支払が当該年度内になされなかったため、平成 30 年度の国及び都の交付金の一部について返還義務が生じており、この損害を文京区長は職員に賠償請求すべきこと、また、文京区長はこの損害賠償請求権の適正な行使を怠っていることから、文京区長に対し関係職員に適切に損害賠償請求権を行使すべきことを求めていると解される。

まず、育成室運營業務委託契約に係る委託料の支払が会計年度内になされなかったことにより、平成 30 年度の国及び都の交付金の一部について返還義務が生じていることが、住民監査請求の要件である財務会計上の行為にあたるかについて検討する。

財務会計上の行為である公金の支出については、具体的には支出負担行為、支出命令、支出等のことであり、委託料が会計年度内に支出されなかったこと、これにより国及び都の交付金の一部について返還義務が生じていることについては財務会計上の行為とはいえ、対象とはならない。

また、住民監査請求の要件としては、財務会計上の行為の違法性又は不当性の主張につい

ては、当該行為が具体的な理由によって違法又は不当である旨が摘示されていることが必要であるとされている。仮に交付金を返還するための公金の支出が相当の確実さをもって予測されるとして、これを財務会計上の行為として捉えたとしたとしても、請求人は区長又は職員の不適切な権限行使、監督等の業務上の問題点を主張しているに過ぎず、交付金の返還という公金支出自体が何故、違法又は不当であるかについて、理由を示して指摘しているものではない。

さらに、請求人は国及び都に対する交付金を適正に執行せず、当該交付金の請求権について債権の管理を怠ったとしているが、交付金の請求権とは何を意味しているのかが明確にされていないため、これが財務会計上の行為であるかどうかの判断ができず、また、この行為が違法であるとの主張についても、その理由が摘示されていない。

次に、職員に対する損害賠償請求権が存在しているにもかかわらず、区長がこれを行使しないことが違法な債権管理であるとの主張について、これが財産管理を怠る事実にあたるかどうか検討する。

職員に対する損害賠償請求権の発生についてみると、請求人は、区長又は職員について業務上の義務違反又は責務の懈怠、権限の不行使について指摘しているが、そのことが損害賠償請求権を発生させる理由については具体的に指摘していない。

このため、区長は職員に対する損害賠償請求権を有しているとの請求人の主張は妥当なものとはいえず、財産（債権）の管理を怠る事実にはあたらない。

以上のことにより、本件請求における請求人の主張は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法であると解さざるを得ず、監査を実施しないものである。